

重要事項説明書（居宅介護）

（令和6年6月1日現在）

1、当センターが提供するサービスについての相談時間

電話 0242-36-6411
ご利用時間（毎週月曜日から日曜日の午前6時から午後8時）
担当 大野 甲奈

2、事業者概要

| | |
|-------|------------------|
| 事業者名称 | 会津医療生活協同組合 |
| 所在地 | 会津若松市東千石一丁目2番13号 |
| 代表者名 | 佐藤 忠彦 |
| 電話番号 | 0242-28-0892 |

3、事業所概要

（1）指定番号及びサービス提供地域

| | |
|----------|------------------|
| 事業所名 | 会津医療生協ヘルパーステーション |
| 所在地 | 会津若松市東千石一丁目2番17号 |
| 指定番号 | 0710200015 |
| サービス提供地域 | 会津若松市一円 |
| 電話番号 | 0242-36-6411 |

（2）職員体制

| 職種 | 常勤 | 非常勤 | 業務内容 | 計 |
|-----------|------|-----|---------------------|------|
| 管理者 | 1名 | | 管理業務等 | 1名 |
| サービス提供責任者 | 3名以上 | | 居宅介護の提供 居宅介護計画作成 | 3名以上 |
| 訪問介護員 | 5名以上 | | 居宅介護の提供 | 5名以上 |

※管理者は、サービス提供責任者及び訪問介護員を兼務

※サービス提供責任者は、訪問介護員を兼務

（3）営業日と営業時間

| | |
|------|--------------|
| 営業日 | 月曜日から日曜日まで |
| 営業時間 | 午前6時から午後8時まで |

4、事業の目的

利用者が可能なかぎり自宅で、その有する能力に応じて日常生活を送ることができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他生活全般にわたる援助を提供します。

5、運営の方針

利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスを提供します。
地域福祉の向上の為、会津若松市福祉事務所、他の居宅支援事業者その他保健・医療・福祉機関と密接に連携します。

6、サービスの内容

障害福祉サービス受給者証に記載された支給内容の範囲内で、利用者の希望と心身の状況に応じて利用者の同意をえて居宅介護計画を作成します。この計画に基づいて下記の居宅介護サービスを提供します。

- ① 身体介護～入浴、排泄、食事等の介護
- ② 家事援助～調理、洗濯、掃除等の介護
- ③ 日常生活支援～全身性障害者に対する見守り等

その他～生活等に関する相談・助言や利用者に必要な日常生活上の世話で利用者の居宅支給決定を受けたサービス提供をします。なお、服薬介助、経管栄養、吸入等の処置など医療行為に該当するサービスや、本人以外へのサービスは、行いません。

7、利用料金

(1) 利用者負担額

原則1割の額とし、市町村が定める月額負担上限額の範囲内とします。

(2) 2人のヘルパーによる訪問

サービス提供上の必要により、かつ、利用者の同意を得て、2人の従業者（ホームヘルパー）により同時にサービス提供した場合は、2人分の料金となります。

(3) キャンセル料

お客様のご都合によりサービスが中止となる場合は、利用日の前日までにご連絡ください。ご連絡がない場合はキャンセル料として500円いただきます。

(4) 介護職員処遇改善加算

当事業所は福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）を算定しております。

(5) その他

利用者の同意を得て、サービス提供に必要な範囲で利用者の消耗品や、器具、材料等を使用するほか、サービスに必要な外出時の電話連絡代、利用者に同行して外出する際の従業者（ホームヘルパー）分の交通費等は利用者の実費負担となります。

8、サービスの利用

(1) サービスの利用開始・変更

- ④ 居宅介護について居宅支給決定を受けた方で、当事業者のサービス希望をされる方は、電話等でご連絡下さい。サービス重要事項についてご説明します。
- ⑤ サービス利用が決定した場合は契約を締結し、居宅介護計画を作成して、サービスの提供を開始します。契約の有効期間は障害福祉サービスの支給期間と同じです。ただし、引き続き居宅支給決定を受け、契約終了の申し出がない場合は、基本的に、自動的に更新されるものとします。
- ⑥ サービスの提供に当たっては、適切なサービスの提供する為に、利用者の心身の状況や生活環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等を把握させていただきます。また、利用者との同意を得た上で、サービス提供上必要なサービス担当者会議等の中で個人情報を使用させていただくことがあります。
- ⑦ サービスの内容の変更を希望する場合は、前日までにご連絡ください。利用者の受けた居宅支給決定の範囲で利用者の同意を得て居宅介護計画・契約支給量を変更します。ただし、従業者（ホームヘルパー）数の関係で、利用申し込みに応じきれない等、御希望に沿えないことがあります。

(2) サービスの終了

- ① 利用者は、理由を問わず、2日間の予告期間において本契約を解約することができます。

できます。

- ② 利用者が故意に法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし、再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、居宅介護サービス利用契約の目的を達する事が不可能になった時、7日間の予告期間において、サービス提供を終了させていただくことがあります。
- ③ 当事業所を閉鎖または縮小する場合、やむを得ない事情がある場合、本契約を解約し、7日間の予告期間において、サービス提供を終了させていただくことがあります。
- ④ 利用者の居宅支給決定の変更又は取消により居宅介護が不支給になった時、利用者が死亡又は市外へ転出した時、契約の解約があつて予告期間が満了した時、利用者が施設へ入所した時にはサービスの終了となります。

9、サービスの内容に関する苦情

| | |
|----------------------|---|
| サービスの内容に関する苦情当センター窓口 | ご利用時間 毎週月曜日から土曜日 午前8時30分から午後5時30分まで 担当 荒池 絵理子 |
| 会津若松市 障害者福祉グループ | 会津若松市東栄町3番46号 (0242) 39-1241 毎週月曜日から金曜日 (午前8時30分午後5時まで) |
| 福島県運営適正化 委員会 | 福島市渡利字七社宮111 社会福祉法人福島県社会福祉協議会内 (024-523-2943) |

10、緊急時の対応方法

サービス提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、会津若松市福祉事務所等へ連絡をいたします。

11、事故発生時の対応方法

当事業所は、サービスの提供に伴って事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

12、虐待の防止について

事業者は利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のため、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています
虐待防止に関する責任者 管理者 大野 甲奈
- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対し、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族、親族、同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかに各関係機関へ連絡する等の措置を講じることとします。

1 3、衛生管理等

- (1) 訪問介護員等の清潔の保持、および健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 厚生労働省のガイドライン等に沿って感染症対策に努めます。

1 4、ハラスメントの防止及び対策

事業者は安定的な事業運営の為に組織的に対策を講じます。

1 5、自然災害時の対応

他事業所とも連携し、サービス提供の継続や利用者の安全確保に努めます。

1 6、提供するサービスの第三者評価の実施状況について

第三者評価の実施 なし

令和 年 月 日

居宅介護の提供開始に当たり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 福島県会津若松市東千石1丁目2-17

名称 会津医療生協ヘルパーステーション

説明者

私は契約書及び本書面により、事業者から居宅介護についての重要事項の説明を受け、内容を確認しました。

利用者

住所 福島県会津若松市

氏名

代理人（保護者）

住所

氏名

ご利用者との続柄（ ）